

「座間市個人情報保護条例の一部改正（素案）」パブリックコメント実施要領

1 目的

市では、平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」といいます。）が公布されたことから、座間市個人情報保護条例と番号法の規定を整合させるための改正に向けた作業を進めています。

このたび、座間市個人情報保護条例の改正についての素案がまとまりましたので、内容をお知らせするとともに、改正内容についての意見を募集するものです。

2 意見募集期間

平成27年7月15日（水）～平成27年8月13日（木）

3 公表する資料等

- ・座間市個人情報保護条例の一部改正（素案）
- ・番号法逐条解説（内閣府大臣官房番号制度担当室） ※関係条文のみ抜粋

4 閲覧場所

市役所4階文書法制課・1階市民情報コーナー、各出張所、市公民館、北・東地区文化センター、各コミュニティセンター

※① 閉庁日、閉館日は閲覧できません。

② 市ホームページからも閲覧できます。

5 意見を提出できる方

- ・市の区域内に住所を有する方
- ・市の区域内に通勤又は通学する方
- ・市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- ・意見公募の手続きに係る事案に利害関係を有するもの

6 意見提出方法

任意の用紙に、意見を提出しようとする案の名称、氏名（又は法人名、団体名）、住所、氏名、電話番号、意見を記入の上、直接、郵送、ファクス、電子メールで担当へ提出

- ・直接持参の場合 市役所4階文書法制課
- ・郵送の場合 〒252-8566座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市文書法制課
- ・ファクスの場合 046-255-3550

・ 電子メールの場合 pb101_gyoukan@city.zama.kanagawa.jp

※① 「2 意見募集期間」内で必着。

② 電話での意見提出はできません。

7 意見及び対応の公表

市ホームページで公表

※① 提出いただいた方の個人情報（住所、氏名（又は法人名、団体名）、電話番号）は、公表しません。

② 提出いただいた方に対して、個別には回答しません。

8 事務担当

座間市総務部文書法制課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046-252-8144（直通）

ファクス046-255-3550